

審 議 経 過

1. 開会 (15:00)

【事務局】

皆様、こんにちは。ただ今より、平成29年度第1回川西市子ども・子育て会議を開催させていただきます。今年度の異動により、こども未来部こども家庭室こども・若者政策課長となりました岩脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しいところ、また日曜日の開催にも関わらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、中橋副会長、立花委員、森友委員、中西委員からご欠席の旨、ご連絡をいただいております。

本日の会議は、半数以上のご出席がありますので、川西市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告いたします。

それでは、まず初めに資料のご確認をお願いいたします。

(資料確認)

2. 委嘱・事務局紹介

では続きまして、前回の会議以降、委員の変更がありましたので、ご紹介いたします。

民生委員児童委員協議会連合会から、主任児童委員の中江様に新たに委員にご就任いただいております。委嘱につきましては、お手元に辞令を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いします。

では、申し訳ありませんが、中江委員から一言、自己紹介をお願いいたします。

【中江委員 自己紹介】

ありがとうございました。

続きまして、私のほか、今年度から人事異動により新たに出席している職員をご紹介いたします。

こども育成課副主幹の岡田でございます。

それでは、議事に移らせていただきます。なお、当会議では会議録の作成のため、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承いただきたく存じます。

ここからは、農野会長に議事の進行をお願いいたします。

3. 議事

【会長】

皆様、傍聴者の皆様も含めまして、日曜日のお忙しい時間にお集まりいただきましてありがとうございます。今日は、子ども・子育て計画の中間年の見直しや待機児童の状況など、いくつかの報告も含めて議事があります。市民委員さんのお子様も別室で保育を受けているという事ですので、定刻の5時には会議を終えたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。では、さっそく議事に移りたいと思

ます。

(1) 川西市子ども・子育て計画の進捗状況について

【会長】

まず、議事(1)について、事務局から説明をよろしくお願いします。

【事務局】

(資料1 待機児童の推移と平成29年度の傾向について 説明)

【会長】

ただ今の待機児童の状況について、委員の皆様、ご質問・ご意見はございますか。

では、ご質問等はないようですので、次の議事に移らせていただきます。

(2) 川西市子ども・子育て計画 中間年の見直しについて

【事務局】

(資料2 子ども・子育て計画中間年の見直しについて 説明)

【会長】

中間年において計画の見直しを行うという事となっており、その見直しの方法と大まかなスケジュールについて、計画と実際のところとの評価、待機児童の解消に係る取り組みとして、畦野こどもの里保育園の増改築と小規模保育所の開設、企業主導型保育についてご説明いただきました。中でも小規模保育所の創設については8月に選考を行いたいという事です。その選考には選考部会を立てて、検証し、それを当会議へ報告するという形でやらせていただければということです。前回の募集の際も、委員から選考にあたってのご意見をいただいております。同じようにご意見をいただきながら選考部会として検討をしていきたいと思いますが、ご質問やご意見はいかがでしょうか。

特に、計画の見直し、待機児童対策、また小規模保育事業を部会を設置して選考することについていかがでしょうか。

【委員】

企業主導型保育について初めて知ったのですが、地域枠について市役所での入所申込みの時に教えてもらったりできるのでしょうか。

【会長】

これは企業主導型という事で企業が自ら設置しますが、地域枠を設けている場合はどのように情報提供をするかというところです。どこに保育所があって、どのような保育をやっているかということ、どのように事業者が市民に提供するのかというところです。

【事務局】

基本的に、企業が設置するものになりますが、地域枠を設けていることを市役所で案内をすることについて市と企業主導型保育の事業者による協議がまとまりましたら、ご案内することができるものとなってまいります。

【会長】

私の記憶では、地域の方々に保育定員をお知らせすることは市町村の義務になっていると思います。事業者のほうは努力義務だったと思います。企業主導型保育を作って地域枠を設けたなら、市は積極的に広報していただいた方が良くと思います。保育コンシェルジュの方を配置していましたら、特にそういった方から積極的に情報提供していただければと思います。

【委員】

企業主導型保育の場合、企業が設置するという事ですが、保育士の配置基準や施設の基準というところについての指導や監査はどこがすることになるのでしょうか。

【事務局】

企業主導型保育は、資料にありますとおり、指導や監査について市が関与するという部分はありません。施設等の基準については、基本的に小規模保育事業と同様の基準となっています。保育士の配置については、小規模保育事業のB型が1/2が保育士であるとなっており、これに準じるような形となっています。認可外保育施設は、1/3以上が保育士という形で原則が定められています。保育室は、乳児室・ほふく室の基準が1人当たり3.3㎡、2歳児以上については1.98㎡ということ。屋外遊戯場については、2歳児以上1人当たり3.3㎡となっていますが、近隣に公園などがあればそれを代替とすることもできるという基準になっています。基本的には小規模保育事業と同等の基準となっているとご理解いただければと考えております。

【会長】

監査については、認可外保育所は県が監査しています。あと、公定価格に準じた支援ということですが、企業主導型保育の監査については調べてください。

【事務局】

認可外保育所という面では、都道府県が監査することになると考えますが、詳しいことについてはお調べしてお伝えいたします。

【委員】

認可外保育所と同じような形という事でしたら、保育料は、保育所と同じように年収に応じたものではなく、その施設が決めた額という事になるのでしょうか。

【事務局】

基本的に保育料は施設が決めることになります。ですので、市の方法に準じた算定方法を、その施設が取っていただいても結構ですし、一律いくらという形で設定しても構わないという事になります。

【委員】

市は、基本的に関与しないという事ですが、地域枠がない企業主導型保育が設置されたときに、市が全く知らないという状況で、保育施設が設置されているという事もあるのでしょうか。

【事務局】

企業主導型保育は、国の外郭団体が事務を行っており、市へはなかなか情報が来ない状況となっています。ただ、県が窓口となり、市に対して、どこに企業主導型保育が開設しているかという情報提供はあります。その他には、企業主導型保育の実施を検討している事業者がこちらまで話を持ってくることもあり、一定の情報が入ってきます。待機児童が発生している状況でもありますので、川西市民でその企業にお勤めの方が利用する事もありますし、地域枠に市民の方が通うという事も想定されます。この二つの側面から待機児童の対策としての役割を担っていただけるということで考えています。

【会長】

この事業は、子ども・子育て支援拠出金を出している事業者が対象となりますので、多くの企業が対象になります。財源はこの拠出金を内閣府が集めて、公道価格に準じた額が運営や整備に対して支払われるという事になります。子ども・子育て拠出金を財源としており、国と県との間でのやり取りはなされていると思いますので、県と連携を図っていただいて情報を集めていただければと思います。

【委員】

なぜ基準や監査についてお聞きしたかということ、待機児童の解消のために企業主導型を活用してということで、その中で子どもの安全という面。最近では認可保育所などで子どもの死亡事故も報道されています。市内にも地域型保育もありますし、今後企業主導型保育が入ってくるとなれば、その安全面については、県が指導・監査することになるのですが、川西市も目配りをしていただければと願っています。

それから待機児童対策のために小規模を募集するという事ですが、この4月に3カ所目ができて色々指導もされていると思いますが、実際に運営している状況や保育を見られて、どうなのかという事をお聞きしたい。企業も入っているのです。

【事務局】

平成28年度に小規模保育所が2園開園しまして、4月時点では定員いっぱいにはなっていませんでしたが、年度途中にはどちらの施設も子どもが定員近く入っています。こども育成課から2か月に1回程度、保育については保育士が、衛生面や安全面では保健師と栄養士が、また保育指導専門員にもお越しいただいて、直接園長や保育士に対して指導をしながらバックアップをしてきました。これまでは特に保護者からの大きなクレームや事故等はないという状況です。

【委員】

連携施設はいかがでしょうか。

【事務局】

2園とも連携施設は設置されており、清和台おうち保育園は新清和台幼稚園、はっぴいばーすは藤ヶ丘幼稚園と連携をしています。

【委員】

具体的にはどんな連携をしているのでしょうか。

【事務局】

小規模保育所の保育士が、連携施設の研修に参加したり、連携施設の先生が小規模保育所に行くなどの研修会をしていると聞いています。

【会長】

保育内容については、2ヶ月に一度巡回指導していただいており問題はないということです。幼稚園が連携施設という事ですが、保育の必要な子どもが3歳児になった時の入園状況についてご紹介いただけますか。

【事務局】

平成28年4月に2歳児として入園した子どもが、この4月に3歳児となって連携施設へ通った子どもはごく少ない状況です。この他の子どもたちの入所先をどのようにしたかというところですが、保育施設に入所できないという事はないよう、転所の取り扱いと同様に、保護者の希望を聞きながら対応をしました。

【会長】

他の子どもより優先的に扱われたという事でしょうか。

【事務局】

通常の転所の取り扱いよりも、優先的に配置をさせていただきました。

【会長】

とりあえず、2歳まで預かってくれるところを探して、3歳以降の園を探すということも大変だろうと思いますので、本当は3歳以降の保育が見通せる形で整備することが良いのではと思います。待機児童が多くなっていますので、小規模保育を選択しなければならないのかもしれませんが、保育所・幼稚園・認定こども園の先生方が小規模保育事業のことも念頭に置いていただくことも必要かと思います。

【委員】

補足ですが、小規模保育事業に関しましては医師会から通常のこども園と同じように、内科・耳鼻科・小児科という形で嘱託医を推薦しています。私立保育園や認定こども園では耳鼻科及び眼科に嘱託医が

いないという園もありますが、連携を取りながら齟齬の無いように確実に補充しています。問題は、どんどん新しい施設ができてきますと、定員が少なくても嘱託医を当てていかなければなりません。マンパワーの問題がありますので、そのところが危惧されます。

企業主導型保育に戻るのですが、こども園などについて保健上の問題があれば、教育委員会の保健師の指導が入るのですが、例えば、企業主導型保育で集団食中毒があった場合、監査ではなくても常に何らかの形での接触が取れないと地域全体の小児保健として対応が取れませんので、そういったところを確認して設置していただかないといけないと思います。新型インフルエンザ等が園内で流行った場合に、予防接種をどうするか、設置する主体がどうこうというのではなく、地域にある保育施設という事で市がリーダーシップを取って、児童が休む基準などを作っていただければと思います。

あと病児・病後児保育についてですが、宝塚、猪名川、伊丹、三田では病児保育が設置されており、阪神地区で川西市だけが病後児保育だけとなっています。是非とも、この地域にも病児保育を設置することについて、皆さんからもご協力をいただければと感じます。

【会長】

委員のご指摘は、企業主導型保育について特に重要なことかと思しますので、是非、県にもお伝えいただければと思います。また、保育事故については国も公表するようになってきていますので、是非そのあたりもご留意いただければと思います。

小規模保育の新設に関して、事業者の選考部会を設置して、そこで選考したことをご報告いただくという事でよろしいでしょうか。また、委員の皆様から小規模保育事業の選考についての留意事項を事前に募るということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

続いて、留守家庭児童育成クラブの状況について、ご報告をお願いします。

(3) 留守家庭児童育成クラブの状況について

(資料5 留守家庭児童育成クラブの状況について 説明)

【委員】

留守家庭児童育成クラブについてわからないのですが、同じ保育所からクラブに行った子ども7人の内、1人だけが別のクラブになって、6人は同じクラブになったという事を聞きました。まだ行かせていない親としてはドキドキします。クラブの決定の際には、希望を聞いてもらったりということではなく、振り分けられるという事なのでしょうか。

【事務局】

申し訳ございませんが、クラブの振り分けについてのご希望は聞いておらず、こちらで学年や男女の構成等を考慮しながら行っておりますので、たまたま同じ保育所からの児童が重なってしまったというところになります。

【会長】

他にありませんでしたら、次の議事に移らせていただきます。

(4) 川西市立認定こども園の整備に係る進捗について

(資料6 認定こども園通信について 説明)

【会長】

何かご質問はありますか。

【委員】

来年4月から、認定こども園が開園して今年9月末からの募集となる方向性で、保護者会も旧幼稚園と保育所が一緒になってということかと思いますが、実際どのように進めていくかは定まってきたのでしょうか。

【事務局】

現在、牧の台幼稚園の園長と緑保育所の所長と一緒に会議を開いていただいて、どのような形が望ましいかということについて検討をしていただいています。ですので、今のところはっきりとした方向性は持っておりません。調整中ということで、ご理解くださいますようお願いいたします。

【委員】

では、9月末の新入園児の募集の際には、何らかの方向性が説明できるということで、そのころに何もわからないということではないのですね。

【事務局】

保護者会は任意の団体といいますが、入園する児童が決まり、保護者の方の総意で、ご意見も聞きながら進めていきたいと考えています。入園後に総会を開催していただくということも考えられるかと思っています。

【会長】

続きまして、他の資料の説明をお願いします。

【事務局】

(資料7 川西南中学校における幼保連携型認定こども園の基本設計について)

(資料8 市立川西幼稚園と川西保育所が一体化した市立認定こども園の新設整備について説明)

(資料9 条例の制定及び改正の概要について説明)

【会長】

ご説明いただいたことについて、質問はございますか。

【委員】

資料7について、駐輪場についてどれくらい置けるかどうかわからないのですが、1号認定の定員は170人という事で、延長保育があったとしても、同じ時間にお迎えに行く保護者が大変多くなります。最近、前と後ろに子どもが乗れる自転車が増えており、その大きな自転車が置けるように確保されているのかどうかということです。

資料8について、川西中学校区の認定こども園の定員は何人になっているのでしょうか。川西幼稚園と保育所のことは書いてあるのですが、新しくできる認定こども園の定員は何人でしょうか。

資料9について、川西市子ども・子育て会議条例を改正するという事で、今後、この会議で園区について調査審議するという事ですが、今の学校校区審議会がどんな組織かわからないので、校区審議会がどのようなメンバーで、どのようなことが話されているか教えてください。

【事務局】

駐輪場の事についてですが、1号認定のお迎えの際の運用について幼稚園の先生と相談しながら進めています。その運用についてですが、資料7の表面右下の図面の「園庭」と書いてある右下のところに、短い実線の矢印があります。こちらに通用門を設けまして、現在の加茂幼稚園と同じようなお迎えの方法を取ることを想定しています。1号認定のお迎えの時間になりましたら、園庭に自転車をいれていただいて、お迎えをしていただくこととなります。新たに設置するふれあい会館の西側駐輪場については、その他の2・3号認定のお迎え際に使うものとして、園舎玄関の近くに停めていただければと考えています。

【委員】

2・3号認定の保護者は、荷物が多いですが通用門の方から入れないのですか。

【事務局】

出入りの時間がどのようになるかというところですが、1号認定のお子さんが帰るときは短時間のうちに通用門から出られることになり、2・3号認定のお子さんが帰るときは、時間がバラバラになり、園舎玄関のところに設けている門から出入りしていただくこととしています。セキュリティ上の問題から、園舎玄関のところにはオートロックを設けまして、ここから出入りしお迎えをしていただくように考えています。ですので、使い分けとして通用門は1号認定の送迎時に開けて、2・3号認定は玄関のところから出入りする運用とさせていただきます。

また、川西中学校区の認定こども園の定員についてですが、1号認定を50人、2・3号認定が60人で、合わせて110人と想定しています。

【委員】

これは川西北幼稚園、北保育所、小戸保育所と中央保育所も集約した施設なのですか。

【事務局】

資料の表題のとおり、川西幼稚園と川西保育所が一体化した施設になります。その他の川西北幼稚園と川西北保育所については、別に認定こども園とする予定ですので、この資料では触れていません。スケジュールとしては、川西幼稚園と川西保育所の一体化した施設が平成 32 年度に開園し、その翌年に川西北幼稚園と川西北保育所が一体化した施設を整備するよう進めてまいります。

また、小戸保育所と川西中央保育所については、現在の形態で運用していくという事で、今のところこの施設をどうこうするという考えは持っておりません。

校区審議会につきましては、付属機関の条例に位置付けられておりまして、市立幼稚園と小学校、中学校の園区校区などについて調査審議しております。先ほどの説明のとおり市立認定こども園と幼稚園の園区について子ども・子育て会議で諮らせていただこうと考えているところでございます。校区審議会のメンバーは、学識経験者、幼小中の学校長、地域のコミュニティ推進協議会の方、PTA の保護者に参加していただいている会議でございます。松風幼稚園の廃園についてもそうでしたが、認定こども園の整備をする中で、園区だけについて校区審議会で議論することは効率的ではないのではという意見が校区審議会であったところです。これらを一体として考えていく中で、子ども・子育て会議でご協議いただくことが合理性や効果的、効率的に行なうことができるのではないかと考えているところです。

【会長】

校区審議会で行っていた園区の設定だけを切り取ってこの会議で検討するという事ですね。これは牧の台みどりこども園については何月頃の会議を想定していますか。

【事務局】

牧の台みどりこども園は、この 6 月に設置に関する条例を、市議会にあげさせていただき予定をしています。これが可決し成立しましたら、それ以降具体化に向けた例規等の整備をしてまいりますので、その過程の中でご意見を頂戴したいというところです。保護者へのご説明ということで、園児の募集前にはご意見をいただきたいと考えています。基本的な考え方は、牧の台幼稚園の園区をそのまま引き継ぎまして、牧の台みどりこども園の 1 号認定の子どもの園区とするのが妥当ではないかと、事務局では現時点において考えているところでございます。

【委員】

園区の事です、審議会にはコミュニティからも参加されているという事です。牧の台幼稚園の園区をそのままというお話ですが、コミュニティとの関わりがあったりと、行事もありますので大きなことだと思います。それを合理的だという事で、ここで審議したとしても校区や住居の問題とかいろいろな

ことを勘案していかないといけないと思います。単純に認定こども園の審議が妥当だからということですが、そのところをどう考えますか。幼稚園の後に、小学校・中学校と通うことになりますのでそのつながりを考えていくとすれば、やはりトータルで考える必要があると思います。

【事務局】

園区の事については、やはり地域との関わりが大切だと考えますが、小学校との関わりで言うと幼稚園は9園しかありませんので小学校との突き合せができない状況であります。また、小学校に比べればコミュニティとの関わり方というのは比較的薄いと考えています。一方で、子ども・子育て会議では松風幼稚園の廃園についてや、認定こども園の設置に関してもご審議をいただいていたところですので、そこでのご意見や審議の経過と、園区の設定は一体として考えていくべきものだと考えています。この園は廃止をしていこう、この園は一体化していこうということを考える場合において、園区についてもより一体的に考えられるということから、子ども・子育て会議でご審議いただきたいと考えています。地域との関わりが大切だという事は承知していますが、その部分も含めて就学前の教育・保育はどのようにしていくかというところで一体的に審議いただきたいと考えています。地域からのご意見について、必要であれば子ども・子育て会議に臨時委員としてお迎えするという事も可能です。これを含めて子ども・子育て会議の所掌事務に加えさせていただこうというところがございます。

【委員】

それを是非お願いしたいです。土地勘がないところの事であると、判断がつきません。そのコミュニティやPTAなどの地域の人に来ていただかないと判断がつきませんので、よろしくをお願いします。

【会長】

では、園区設定については、臨時委員としてどなたに出ていただくのが妥当かという事もありますが、従前からやっている校区審議会のご意見も聞きながら、参加していただきますようお願いいたします。

【委員】

川西南中学校区の認定こども園についてですが、170人定員の1号認定の保護者が一斉にお迎えに来てそれを園庭に入ってもらおうということですが、去年加茂幼稚園には140人の園児がいて、多いときで40台程度の自転車が園庭に並んでいました。今は幼稚園なので、自転車が並ぶ時間には園児はみんな園舎の中にいるのですが、こども園になると2・3号認定の子どもたちは保育時間として園庭を使います。例えば遠方だからなど、自転車で送迎をする人はきっちりと決まりを作っておくべきだと思います。

【会長】

そちらについても、ご配慮いただきますようお願いいたします。

【委員】

資料6のところ、保護者会について園長さんなどと調整中ですとのことですが、今PTAや保護者会をしている人や在園の人の意見を汲んでいただきたいと思います。やはり4月に入ってから決めていきましょうということでは、行事のこともあり半年くらい前から準備していかないとまったく追いつきません。園長さんとのお話だけではなく、今の保護者会の方の意見も汲んでスタートしていただければと思います。

もう一点が、川西幼稚園と川西保育所のことですが、今の定員が120人と60人なのに、なぜ合わせて110人に減るのでしょうか。また、敷地面積が1200㎡ということですが、加茂のこども園の敷地に比べてだいぶ小さいと思います。敷地が小さいので定員が少なくなっているのか、入園したい子どもがあふれてしまうのかどうか気になります。

【事務局】

保護者会の事ですが、速やかに園長・所長にもいただいたご意見を伝えて、検討したいと考えています。

川西幼稚園と川西保育所の一体化したこども園の定員についてですが、現状の川西幼稚園の園児数が4歳児が7人、5歳児が20人という状況になっています。過去の状況を見ましても、一桁台になっているという時期もありました。この定員の設定については、実際に利用している子どもの数を基本として考えています。加茂のこども園の方は、幼稚園もほぼ定員の通りの子どもが利用していますので、定員が多くなっています。川西のこども園の方は、現在や過去の状況を勘案しながら検討をしています。ただし、先ほどから定員数については、想定ということでお伝えしていますので、実際に整備を進めるにあたってどのような定員とするかは検討をさせていただきたいと考えています。また、土地の広さが加茂に比べて狭いという点ですが、資料のとおり敷地で整備することとした経過があります。まず、この近辺には適当な広さがある市有地が無い状況であり、川西幼稚園か川西保育所の土地でという事になりました。川西幼稚園の土地につきましては、前の道路の幅が3m程度しかなく、認定こども園は自動車での送迎が前提の施設となりますので、ここに車が入っていくという事がなかなか厳しいという状況となります。また、認定こども園の整備場所の考え方として、より小学校との接続のことを考えまして、小学校の近くに設置することとしています。以上のことから、現在の川西保育所の場所になったのですが、認定こども園を建てるにあたりましては、国が定めた基準に、さらに県が上乘せした基準があります。この基準に則って整備するために、川西保育所の土地と一部小学校の土地を合わせ、基準を満たした施設を整備していこうと考えています。広さとしては、加茂のこども園よりも狭くなってきますが、しっかりと基準は満たした施設を整備していきます。

【委員】

川西幼稚園の子どもがそれほど少なかったのかという事を知ればわかりました。

【委員】

川西南中学校区の幼保連携型認定こども園の定員についてですが、現在の加茂保育所の定員が60人で、待機児童の解消というところで考えると、これで本当に解消に貢献できるのかというところがわからないのでどのように考えているかお聞きしたいです。また、産休明け保育の実施についてはどのように考えているかお聞きしたいです。

さきほどの園区の事ですが、ここで審議するということですが、良くわかりません。園区を設定するという大事なことを、ここで決めてしまっているのか。委員の話を聞いて疑問がおこり、ここで審議して責任をもって意見ができるかどうか不安になりました。

【事務局】

初めに加茂のこども園が待機児童対策になるかどうかということですが、0～2歳児保育室については、定員の設定よりも広く設けていますので、部屋の広さと保育教諭の数を満たした受入れが可能になって参ります。ですので、現在の加茂保育所と同様か、それ以上の人数の受入れができると考えています。

【委員】

2・3号が60人を超えるという事もあると考えていいのでしょうか。

【事務局】

定員としては60人ですが、弾力的な受け入れを行い、より多く受け入れを行うことができるという事です。

【会長】

基本設計がされているのですが、いろいろと認定こども園の基準に基づいた数値があって、今後、実施設計の中である程度変更の余地があるのでしょうか。

【事務局】

設計の流れとしては、基本設計で部屋の形がほぼ決まってきます。その後、実施設計の中での微修正はできるのですが、実施設計においては配管の事なども含めて細かいことも決めていきますので、基本設計で部屋の形は決めています。ですので、部屋の壁を動かすなど大きな変更はできないと理解していただければと思います。

産休明け保育については、川西中学校区、川西南中学校区ともに、57日目からとして実施する予定としています。

園区の設定については、ご心配もあるかと思いますが、子ども・子育て会議でご審議いただく当面の課題の中心になってくるのは、新しく整備する幼保連携型認定こども園の1号認定の園区についてです。基本的に、市立幼稚園と保育所を一体化していくものですので、園区設定は従前の市立幼稚園の園区を引き継いでいくことが基本になってきます。ですので、新たにこちらの審議会に難しい課題を整理検討

いただくという事ではなく、これまでの園区を引き継ぐことについて審議いただくという事になります。

【委員】

松風幼稚園の園区についてはどのようになっていますか。

【事務局】

松風幼稚園の園区については、校区審議会の方で多田幼稚園の園区に編入するという事で、既にご意見をいただいています。この審議の時に、校区審議会の委員から松風幼稚園の廃園については子ども・子育て会議でご意見をいただいております。校区審議会ではその園区設定だけを担うというのはいかなるものかというご意見をいただいております。また、就学前の教育・保育施設についてはどうあるべきか、という事とセットで考えるべきではないかというご意見もいただいております。ですので、市立幼稚園と認定こども園の園区と、就学前の施設について合わせて子ども・子育て会議で審議いただきたいという考えでございます。

【会長】

臨時委員の選定を担保していただけるとのことですので、従前の校区審議会が良くわかった方に入ってくださいだと思います。子ども・子育て会議では就学前の子どもの育つ場所、幼稚園、保育所、こども園、小規模、学童保育も含めて、そういったところの需給関係をみながらエリアを設定してきましたが、幼稚園の園区となると独特の視点や観点があるのかもしれないと考えています。地元の PTA などに入ってくださいということもありますが、校区審議会ですべてを見渡した上で、こういった考えを持たなければならないという事を教えていただくことも必要かと私の意見としてお伝えします。

【委員】

松風幼稚園が廃園になって、牧の台幼稚園と緑保育所についても、廃園となるということでしょうか。

【事務局】

手続き的にはその通りです。牧の台幼稚園と緑保育所を廃園しまして、新たに牧の台みどりこども園を設置するという手続きになってきます。

【委員】

資料を見ていますと、牧の台幼稚園と緑保育所が残って、引き継いでいくというように読み取れるのですが。

【会長】

これは条例の改正ですので、牧の台幼稚園と緑保育所について触れているという事です。

【委員】

牧の台幼稚園と緑保育所が廃止になって、新たな認定こども園を作るという理解でいいですね。

【事務局】

手続きとしては、そのとおりでございます。

【会長】

活発なご意見をいただきましてありがとうございました。今後、子ども・子育て会議の役割が増えてまいります。今後とも活発なご議論をいただきますようお願いいたします。

では、本日の議事を終えさせていただきます。進行を事務局へお返しします。

【事務局】

先ほどの企業主導型保育の件で、補足の説明をさせていただきます。

企業主導型保育の設置基準についてですが、小規模保育と同様と説明をさせていただきましたが、保育所の基準にプラスで1人以上の配置が必要となります。資格については、小規模保育事業B型と同様に半数以上の保育士が必要となります。設備、面積、園庭、給食については事業所型保育と同様の基準となっています。

合わせて、指導監査につきましては、国のQ&Aによりますと、公益財団法人児童育成協会が定期的計画的に監査等を行うことと、企業主導型保育事業は認可外保育施設としての位置付けも持つため、児童福祉法の規定により、県も監査を行うことになると示されています。

【委員】

良くわからなかったんですけども、待機児童に向けた取り組みについて、保育所の定員増と小規模保育所の創設はわかるのですが、市が関与を必要としない企業主導型保育についてなぜここで話し合うのでしょうか。

【事務局】

直接的に市の計画に盛り込むものではありませんが、保育の事業として国が強力に進めている待機児童の対策がありますという事をお示しておく必要があると考えて資料とさせていただきます。

【会長】

こういった事業が今後起こりうるということと、地域枠については市民の方も利用できるということですね。児童育成協会というのは、児童手当の関係でできた団体かと思いますが、県が関与するということですので、そちらの方との連携を取っていただければと思います。

【委員】

委員の任期は2年なのですが、任期が終わるまでに会議を開催する予定はありますか。

【事務局】

先ほど計画の見直しのスケジュールについて、量の見込みを6月末、確保の方策を8月末までに決めるという形ですので、それまでに会議を開催したいと考えています。

4. 閉会

【事務局】

委員の皆様、さまざまなご意見・ご協議を賜りまして、誠にありがとうございました。

次回の会議では、平成 28 年度の現計画の進捗状況等もございますので、それも含めて開催をさせていただく予定としております。

また、小規模保育事業者の選考部会は、募集期間が終了した後、すみやかに開催したいと考えていますので、こちらにつきましてもよろしく申し上げます。

それでは、以上で本日の子ども・子育て会議は終了いたします。ありがとうございました。